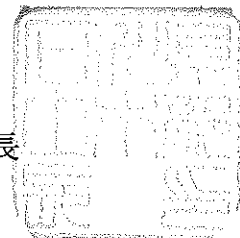


監 第 2 5 1 5 号

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

石川県建設産業連合会長 様

石 川 県 土 木 部 長



建設工事に係る最低制限価格の算定方法の改正について（通知）

平素より本県土木行政に多大なるご理解およびご協力をいただきありがとうございます。

今般、北陸地方公共工事契約業務連絡協議会事務局より、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）を平成 29 年 3 月 14 日付けで、一部改正した旨通知がありました。

本県における最低制限価格は、平成 15 年 6 月から公契連モデルに準じて算定しており、今回においても、新モデルに応じた改正を行うことといたしましたので、お知らせします。

つきましては、別添のとおり石川県ホームページ（監理課）に掲載いたしますので、貴会におかれましても会員に周知方お願いいたします。

（ 事 務 担 当 ）

石川県土木部監理課

入札・契約グループ

TEL:076-225-1712

建設工事に係る最低制限価格の算定方法の改正について

本県では、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効あるダンピング対策の充実を図るため、最低制限価格の算定方法を新しい中央公契連モデルに準じて改正することとしました。

1 改正内容

(1) 直接工事費の率を「10分の9.5」から「10分の9.7」とする。

2 最低制限価格の算定方法（下線部は今回改正した箇所）

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるア～エの合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、ア～エの合計額からスクラップ処分益を控除した額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

但し、建築・設備工事については、直接工事費のうち、経費計上分（10%相当）は現場管理費とみなす。

(2) (1)により算出した額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

3 実施時期

(1) 一般競争入札

平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事から実施

(2) 指名競争入札

平成29年4月1日以降に指名競争入札執行通知を行う工事から実施